

序——専修大学法学研究所の歩み

専修大学法学研究所は1967年11月7日に設立され、本年度で47年を経過しようとしている。3年後の50周年にはおそらく、それを記念する紀要または所報の特別号が刊（発）行され、かつ客員所員や退職教員を交えた座談会等の催しも行われることであろう。また、本研究所の50年にわたる活動については、先達たる何人かの所長または事務局長経験者によって、運営上の苦労話も含めながら、その足跡が綴られることであろう。本研究所の詳細かつ正確な足跡についてはそれらに譲るとして、ここではその一端に触れておきたい。

本研究所の構成員数は、法学部専任教員の漸増に伴い、今では151名（所員85名、客員所員66名）を数えるが（ただし昨年5月時点）、研究所としての主要ないし中心的な活動は、設立以来一貫して、紀要の刊行および研究会の開催である。まず、紀要については、設立から5年後（1972年）に漸く第1号『法と政治における諸問題』が刊行されたが、次号の刊行には少なからぬ年月を要した。今日のようなスタイルでの刊行が始まったのは、その4年後の1976年である。当時の所長を務められた石井良助先生は、法学部の研究機関誌としてすでに専修法学論集があることから、「法学研究所の紀要は、これに対しある程度の特徴を持たせなければ、存在理由がはっきりしなくなる。」とされ、研究所総会の議決に基づき、「法学部の法律政治関係の科目は、大別すると、公法学、民事法学、刑事法学、政治学となるであろうか。この専攻科目を同じくする所員の論文を一冊の紀要にまとめて、刊行しようとするのである。」と述べられている（紀要第2号『民事法の諸問題Ⅰ』の「序」）。かくして、上記の4専攻分野に関する論文をまとめて順次に掲載する形で紀要を刊行するスタイルが、今現在も踏襲されているのである。石井先生の着想と創成期における本研

究所へのご尽力に対して改めて敬意を表する次第である。なお、余談ながら、当初しばらくは事務局体制が確立しておらず、本研究所（および今村法律研究室）に係わる業務（予算・決算の原案作成、総会・運営委員会の会議資料の準備、紀要の学外発送作業など）は、木幡文徳専任講師（現教授）をキャップとしての、当時の助手（石村修教授、庄菊博教授、私等）の仕事でもあった。

紀要は本号をもって39号を数えるが、寄稿された論文（研究ノート、判例研究、翻訳・資料等も含めて）の総数は201点になり、その内訳は、民法法学67点、刑事法学44点、政治学48点、公法学42点である（ちなみに、民法法学が多いのは、専攻者が相対的に多いために1980年以降2002年までに2年連続で刊行されたことによる）。1号あたりの掲載論文が平均で5点を僅かに上回ることについては、研究所の紀要として（あるいは構成員の数からみて）妥当かは微妙としても、少なすぎるとの批判はギリギリ免れようか。また、第37号は『政治学の諸問題Ⅷ』として刊行されているが、「特集 原発をめぐる政治と法」と題している。今後は、何年かおきに、専攻分野の垣根を超えた特集号が刊行されてもよいように思われる。なお、第33号から、それまでのハードカバーからペーパーバックに変更されたのは予算面等の事情もあってのことであろうが、いささか寂しい気がしないでもない。

つぎに、研究会については、近年、その活動内容が多彩になりつつある。かつては、合宿研究会（ちなみに、この合宿研究会および所報の発行は1985年度から始められたが、当時の鎌田浩所長と小沼堅司事務局長の発案による）と民事および刑事の判例研究会のみが開催されていたが、前者については年1回の開催が継続されているとともに、後者については2010年度から専門枠を取り除いた形での「ワークショップ」（法学ワークショップ、政治学ワークショップ）に衣替えして年に数回開催されているほか、新たに「シンポジウム」（公開シンポジウム、公開講演会）が年2～4回開催されるようになっている。他方で、2011年度から事業計画に掲げられた「市民・学生向け市民講座」は、予

算上の事情もあって残念ながらいまだ実現しておらず、新年度こそはなんとかして実現に漕ぎ着けたいものである。ともあれ、近年における研究会活動の多彩・活発さについては、前任の所長である白藤博行教授のアイデアと実行力に負うところが大きい。その白藤前所長からバトンタッチを受け、昨年7月より分不相応にも大任を引き継いだ者として、本研究所の発展にいささかでも微力を尽くすことができればと思っている。

最後になるが、ご多用のなか本号に寄稿して戴いた高木侃・客員所員、小川浩三、松岡啓祐、須加憲子、中川敏宏・各所員に対してこの場を借りて御礼を申し述べたい。

2014年2月

法学研究所所長 田 口 文 夫